

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月（一部改正）
秋田県東成瀬村

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	7
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	東成瀬村が主体的に行う取組	8
3	関係機関との連携	8
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標	9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	農地中間管理事業等に関する事項	10
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	20
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	21
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項	21
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
第7	その他	23
別紙1	(第6の1(1)⑥関係)	24
別紙2	(第6の1(2)関係)	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 東成瀬村は、県の最南端である雄勝郡の南東部に位置し、山間地帯の傾斜地や沢目づたいに点在する畑地が多く、地形的なハンデキャップ等数々の阻害要因を抱えており稲作を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため一部の農家で施設園芸の導入がされるようになった。

今後は、特にこのような施設園芸において高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 東成瀬村の農業構造については、近隣市町の企業等への恒常的勤務により兼業化が一層進み、安定兼業農家が増加したが、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。このような背景の下で集落型農地所有適格法人が相次いで設立され、兼業農家の経営農地の集積が急速に進んだ結果、土地利用型作物（特に水稻）については50ha程度が法人による経営となっている。今後もこの流れは継続される見通しである。

3 東成瀬村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の目標は、次のとおりとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

本村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり270万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が東成瀬村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

国・秋田県が掲げる新規就農者の確保目標（国は年間2万人、秋田県は年間310人）を踏まえ、一方で本村の基幹部門である土地利用型農業については法人経営が主流になっていることを考慮し、本村では新たに農業経営を営もうとする青年等を年間1人程度確保することを当面の目標とする。また、年間農業所得については、本村及びその周辺市町村において現に成立している優良事例を踏まえつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ水準（(1)で示す目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人当たり1

35万円程度)の実現を目標とする。

4 東成瀬村は、将来の東成瀬村農業を担う若い農業経営者の志向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。第4条第3項）その他の措置を総合的に実施する。

まず、東成瀬村は農業協同組合、農業委員会、雄勝地域振興局等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導を行うため、東成瀬村農業再生協議会等と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の東成瀬村農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来の方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結び付けて、利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、「農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号））」、「農業経営基盤強化促進事業」の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、こまち農協農作業受委託部会東成瀬支部と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、雄勝地域振興局農林部の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である東成瀬村においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管

理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援措置による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、東成瀬村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業の実施に当たっても、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 東成瀬村は、東成瀬村農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化などの経営改善方策の提示等の重点的指導及び各地区単位の研修会の開催を、雄勝地域振興局農林部の協力を受け行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東成瀬村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、東成瀬村における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単一	〈作付面積等〉 水稲 850a (うち借地 450a) 〈経営面積〉 850a	〈資本装備〉 中型機械化体系 トラクター 1台 (26sp) コンバイン 1台 (3条刈り) 乾燥機 1台 (48石) 田植機 1台 (乗用4条)	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 2,519千円	・休日制の導入 ・家族労働力 3人
水稲+野菜	〈作付面積等〉 水稲 450a (うち借地 200a) 夏秋トマト 20a 〈経営面積〉 470a	〈資本装備〉 中型機械化体系に準ずる機械一式 パイプハウス (60坪) 8棟	・複式簿記記帳により経営家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 2,837千円	・休日制の導入 ・家族労働力 3人
水稲+畜産	〈作付面積等〉 水稲 400a 繁殖牛 20頭 肥育牛 2頭 〈経営面積〉 400a (飼料畑 400a)	〈資本装備〉 中型機械化体系に準ずる機械一式 畜舎 1棟 他 〈その他〉 ・肥育終了時の体重目標 630kg ・繁殖目標 12頭	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 2,882千円	・休日制の導入 ・家族労働力 3人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 ＋畜産	〈作付面積等〉 水 稻 300a 夏秋トマト 15a 繁殖牛 10 頭 肥育牛 2 頭 〈経営面積〉 315a (飼料畑 400a)	〈資本装備〉 中型機械化体系に準 ずる機械一式 畜舎 1 棟 パイハウス 6 棟 他 〈その他〉 ・肥育終了時の体重 目標 630kg ・繁殖目標 7 頭	・複式簿記記帳に より経営と家計と の分離を図る。 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 2,959 千円	・休日制の導入 ・家族労働力 3 人
水稻＋菌床 しいたけ	〈作付面積等〉 水 稻 200a 菌床しいたけ 20,000 個 〈経営面積〉 200a	〈資本装備〉 中型機械化体系に準 ずる機械一式 培養舎 発生舎	・複式簿記記帳に より経営と家計と の分離を図る。 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 3,169 千円	・休日制の導入 ・家族労働力 3 人

- (注) 1. 個別経営体に係る各営農類型の指標について、その前提となる労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定して、おおむね3人としている。
2. 労働時間はおおむね2,000時間を目標とする。週当たり労働時間は40～45時間とし、農休日は原則として週1日以上とする。
 農繁期には、労働時間1人1日10時間前後を見込む。ただし、2旬以上継続しないものとする。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻+野菜</p> <p>主たる 従事者 5人</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 40.00ha</p> <p>育苗 0.20ha (10,000箱)</p> <p>野菜 0.20ha (育苗後に作付)</p> <p>〈経営面積〉 40.20ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター 3台 (40sp)</p> <p>コンバイン 3台 (4条刈り)</p> <p>乾燥機 4台 (48石)</p> <p>パイプハウス (60坪) 10棟</p> <p>防除機 1台 (12ps)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・社会保険等への加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
<p>水稻+野菜+花き (複合型)</p> <p>主たる 従事者 6人</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 20.00ha (米粉用米・飼料用米を含む)</p> <p>野菜 えだまめ 5.00ha アスパラ 1.00ha</p> <p>花き りんどう 1.00ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター 2台 (40sp)</p> <p>コンバイン 2台 (6条刈)</p> <p>田植機 1台 (8条ペースト)</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>コンバイントレーラ 1台</p> <p>予冷庫 2台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門管理の徹底 ・財務諸表分析による運転資金の確保 ・税理士の助言による組織利益の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険加入等福利厚生充実

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第2で示した主要な営農類型を原則としつつ、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第2で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

東成瀬村における農業が基幹産業として持続し発展していくため、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を重点的に支援するとともに、マルチワークの一つとして就農を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修・指導等のサポートを行う。

2 東成瀬村が主体的に行う取組

東成瀬村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材等、農業を担う者を幅広く確保し支援するため、農業協同組合、農業委員会、雄勝地域振興局など関係機関と連携し、次により農業経営に即したきめ細やかな支援を行う。

- ・ 新規就農や雇用就農、移住就農等に関する情報提供および相談対応
- ・ 必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達に関する支援
- ・ 就農準備、定着から経営発展まで一貫したサポート及びフォローアップ
- ・ 地域計画に位置づけられた者への指導助言
- ・ その他、農業を担う者を幅広く確保するための活動

3 関係機関との連携

東成瀬村及び農業委員会は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から相談などのサポートを行い、安定した経営を目指した相談対応を行う。

農業協同組合は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。

個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域づくりを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
90%	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業の受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
 なお、当該目標には、利用改善団体による基幹的農作業の受託面積を含むものとする。
- 2 目標年次は、おおむね10年先とする。

○農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

東成瀬村において定められる地域計画（法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化に努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を達成するため、東成瀬村農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、東成瀬村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、東成瀬村農業再生協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手部会」）を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東成瀬村は、秋田県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、東成瀬村農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

東成瀬村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業等
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の田子内地区は、稲作を基幹とし野菜等や花きをとりいれているが一戸当たりの耕地面積は小規模であるため、今後とも生産性の向上に主眼を置くこととし、農地の流動化についても中核農家への兼業農家からの作業受委託を推進し、平坦地における面的集積を図っていく。

イ 山間部の岩井川・椿川地区においては、農地所有適格法人による面的集積が進み、需要の高まりを見せている飼料用米の作付と併せながらの農地利用促進が図られているため、今後この流れを加速させる。

以下、個別事業毎に述べる。

1 農地中間管理事業等に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地

を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業者によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、農地中間管理事業等の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらずその者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用し

て耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、農地中間管理事業等の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積等促進計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定について、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として、農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容等

農地中間管理事業等の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、貸借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 東成瀬村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める開発事業計画を提出させる。

② 東成瀬村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積等促進計画の作成手続を進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積等促進計画の策定時期

- ① 東成瀬村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積等促進計画を定める。(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 東成瀬村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度農用地利用集積等促進計画を定める。
- ③ 東成瀬村は、農用地利用集積等促進計画を定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積等促進計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積等促進計画は、現に定められている農用地利用集積等促進計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 東成瀬村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、東成瀬村に農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に、積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積等促進計画の定めるところにより、利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積等促進計画の作成

- ① 東成瀬村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積等促進計画を定める。
- ② 東成瀬村は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、東成瀬村は、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。
- ④ 東成瀬村は、農用地利用集積等促進計画において利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及び、その者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積等促進計画の内容

農用地利用集積等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権

の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

東成瀬村は、農用地利用集積等促進計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

東成瀬村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積等促進計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積等促進計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積等促進計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を東成瀬村の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

東成瀬村が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積等促進計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

農地中間管理事業等の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(1 2) 農業委員会への報告

東成瀬村は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを東成瀬村農業委員会に提出するものとする。

(1 3) 紛争の処理

東成瀬村は、農地中間管理事業等の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(1 4) 農用地利用集積等促進計画の取消し等

① 東成瀬村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積等促進計画の定めによるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 東成瀬村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て農用地利用集積等促進計画のうち、当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 東成瀬村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積等促進計画を取消した旨及び当該農用地利用集積等促進計画のうち取り消しに係る部分を、東成瀬村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 東成瀬村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 東成瀬村農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。東成瀬村農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができる。

(2) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(1)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(3) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(4) 農用地利用規程の認定

- ① (1)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、運用通知別記様式第6号の認定申請書を東成瀬村に提出して、農用地利用規程について東成瀬村の認定を受けることができる。

- ② 東成瀬村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 東成瀬村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東成瀬村の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(5) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (4)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(3)の①に掲げる事項のほか次の

事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 東成瀬村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（４）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（４）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（４）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（１）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう、勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（６）農用地利用改善団体の勧奨等

① （４）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(7) 農用地利用改善計画の指導、援助

- ① 東成瀬村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 東成瀬村は、(4)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、雄勝地域振興局農林部、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、東成瀬村農業再生協議会と連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

東成瀬村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業の受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東成瀬村は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

東成瀬村は、農業協同組合、農業委員会、雄勝地域振興局などと連携しながら就農希望者に対して東成瀬村での就農に向けた情報の提供を行い、就農相談等の支援を提供する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 就農後の営農指導等フォローアップについては、東成瀬村、雄勝地域振興局、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、関係機関が役割を分担しながら各種取組を進める。

イ 国や県による新規就農関連の支援策の効果的な活用を支援し、確実な定着が図られるよう支援するとともに、地域計画の作成・見直しの協議の場を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制づくりを行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の活用

新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の活用を支援する。

イ 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等就農計画の認定を受けた青年等について、その経営の確立に資するため、東成瀬村、農業委員会、雄勝地域振興局、農業協同組合等の関係機関が必要に応じて栽培技術指導、経営支援等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行い、当該者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に指導する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東成瀬村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東成瀬村は、団体営土地改良事業による農業生産基盤の整備とライスセンター、野菜集荷施設等の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 東成瀬村は、中山間地域等直接支払制度（令和2年度～令和6年度）によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 東成瀬村は、地域計画の実現に向けた積極的な取り組みによって、農地の有効利活用を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、耕作放棄地対策を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 東成瀬村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

東成瀬村は、農業委員会、雄勝地域振興局農林部、農業協同組合、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、東成瀬村は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成18年 7月20日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、平成18年 7月20日から施行する。

附 則（平成22年 4月30日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、平成22年 4月30日から施行する。

附 則（平成24年 3月26日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、平成24年 3月26日から施行する。

附 則（平成26年 9月26日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。

附 則（平成29年 3月10日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、平成29年 3月10日から施行する。

附 則（令和 4年 3月 1日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、令和4年 3月 1日から施行する。

附 則（令和 5年 9月27日 一部改正による）

- 1 この基本構想は、令和5年 9月27日から施行する。

別紙1（第6の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地の用途ごとに、それぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67条）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地のすべてを効率的に利用して事業を行うと認められること
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用することができるものと認められること

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用して事業を行うと認められること
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用することができるものと認められること

（3）土地改良法（昭和24年法律195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・ その土地を効率的に利用することができるものと認められること

別紙2 (第6の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年・6年又は10年とすることが相当でない認められる場合には、3年・6年又10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画に置いては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はそのときにおける当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者の双方の申出に基づき、東成瀬村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>